

議案第 1 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

平成30年12月27日提出

沖縄県教育委員会教育長 平敷 昭人

理 由

教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第41号）の施行に伴い、これらの規則を引用する教育職員免許状に関する規則の規定を整理する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

規則案の概要の説明

課名 教育庁学校人事課

1 件名

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第41号）が平成29年11月17日に公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、これらの規則を引用する教育職員免許状に関する規則の規定を整理する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 教育職員免許法施行規則等の一部が改正されたことに伴い、規則の規定を整理する。（第19条関係）
- (2) その他所要の改正を行う。（第3条、第8条、第9条の2、第9条の3及び第19条関係）

4 根拠法令

教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第41号）

5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 月 日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育委員会規則第 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成元年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第6条第1項の表備考第9号若しくは第10号」を「第2条第1項の表備考第9号、第4条第1項の表備考第8号」に、「第10条の表備考第2号」を「第9条の表備考第3号」に、「他の教職に関する科目の単位をもって教育実習」を「教育実習又は養護実習」に改める。

第8条第3項中「附則第32項及び第33項」を「附則第38項及び第39項」に改める。

第9条の2中「附則第18項」を「附則第17項」に改める。

第9条の3中「附則第19項」を「附則第18項」に改める。

第19条第1号ア及びイの表中

教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	を
領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	に改め、

同号ア例からイまで及びイの表中

教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	を
教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	に改め、

同号ウ例の表中

教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	を
領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	に改め、

同号ウ例からイまで及びエの表中

教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	を
教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	に改め、

同号オの表中 「教科に関する科目 教職に関する科目」を

教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	に改め、同号カ中「附則第13項」を
-------------------	-----------------------------------	-------------------

「附則第14項」に改め、同号カの表中

教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	を
----------	----------	--------------	---

教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
-------------------	-----------------------------------	--------------

に改め、

同号キ中「附則第14項」を「附則第15項」に、「附則第6項及び第12項」を「附則第11項及び第13項」に改め、同号ク中「附則第35項及び第36項」を「附則第38項及び第39項」に改め、同号ク(7)及び(7)の表中

教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
----------	----------	--------------

を

教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
-------------------	-----------------------------------	--------------

に改め、

同条第2号ア中「から第3項まで」を削り、同号アの表中

教科に関する科目の単位の修得方法	教職に関する科目の単位の修得方法	教科又は教職に関する科目の単位の修得方法
免許法施行規則第4条の例による。	当該教科に関する教科の指導法の単位とする。	免許法施行規則第6条の2第1項の例による。
免許法施行規則第5条の例による。		免許法施行規則第6条の2第1項の例による。

を

教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法	各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法	大学が独自に設定する科目の単位の修得方法
免許法施行規則第4条第1項の表備考第1号から第4号までの例による。	受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。	免許法施行規則第2条の表備考第14号の例による。
免許法施行規則第5条第1項の表備考第1号の例による。		免許法施行規則第2条の表備考第14号の例による。

に改め、

同号イ中「第15条第4項」を「第15条第2項」に改め、同号イの表中

教科に関する科目	教職に関する科目
----------	----------

を

教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目
-------------------	---------------

に改め、同条第3号ア(7)及び(7)並びに

イの表中

教科に関する科目	教職に関する科目
----------	----------

を

教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
-------------------	-----------------------------------

に改め、同条第4号ア(7)及び(1)並びに

イ、ウの表中 「 教職に関する科目 養護又は教職に関する科目 」 を

養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
---------------------------	--------------

に改め、同条第5号の表中

教職に関する科目	を	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
----------	---	---------------------------

に改め、同条第7号アの表中

教職に関する科目（教育課程及び指導法に関する科目のうち保育内容の指導法）	を
--------------------------------------	---

保育内容の指導法に関する科目	に改め、同号イの表中
----------------	------------

教職に関する科目		生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	を
教育課程及び指導法に関する科目			
各教科の指導法	道徳の指導法		

各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導の理論及び指導法（カウンセリングを含む。）及び進路指導の理論及び方法	に改め、同表備考中「及び体育」を「、
	道徳の理論及び指導法		

体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）」に、「教科の指導法」を「教科の指導法に関する科目」に改め、同号ウの表中

教科に関する科目	教職に関する科目		教科又は教職に関する科目	を
	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目		
	各教科の指導法	道徳の指導法		

教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	大学が独自に設定する科目
		道徳の理論及び指導法	

		に基礎をのりする知識及び理論を含む。合理的な含義及び指し示す方法	
--	--	----------------------------------	--

に改め、同号エの表中

教職に関する科目		教科又は教職に関する科目
教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	
各教科の指導法		

を

各教科の指導法に関する科目	生徒指導の方法及び（力に知識理論及び進路指導の）指導の基礎的及び理論的及び方法	大学が独自に設定する科目
---------------	---	--------------

に改め、同条第8号の表中

教科に関する科目	教職に関する科目
----------	----------

を

教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教論の基礎的理解に関する科目等
-------------------	--------------------------------

に改め、同条第9号中「附則第18項」

を「附則第17項」に改め、同号の表中

教職に関する科目

を

養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

に改め、同条第10号の表中「教科に関する科目」を「教科に関する専門的事項に関する科目」に改める。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

新旧対照表

教育職員免許状に関する規則（平成元年沖繩県教育委員会規則第8号）新旧対照表	改 正 案	現 行
<p>第1条・第2条（略） 第2章 免許状出願手続 （免許状授与の出願） 第3条（略） （1）～（10）（略）</p> <p>2 免許法施行規則第2条第1項の表備考第9号、第4条第1項の表備考第8号、第7条第1項の表備考第4号又は第9条の表備考第3号の規定により教育実習又は養護実習の単位に替える場合は、前項に掲げる書類のほか、実務に関する証明書（第4号様式。以下同じ。）を提出しなければならない。</p> <p>第4条～第7条の2（略） （教育職員検定の出願） 第8条（略） （1）～（7）（略） 2（略） 3 免許法施行規則第38項及び第39項の規定により第1項の検定を受けようとする者は、同項第1号に掲げる書類のほか、修業年限を記載した看護師養成施設の卒業証明書を提出しなければならない。</p> <p>4（略） 第9条（略） 第9条の2 免許法附則第17項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p>	<p>第1条・第2条（略） 第2章 免許状出願手続 （免許状授与の出願） 第3条（略） （1）～（10）（略）</p> <p>2 免許法施行規則第6条第1項の表備考第9号若しくは第10号、第7条第1項の表備考第4号又は第10条の表備考第2号の規定により他の教職に関する科目の単位をもって教育実習の単位に替える場合は、前項に掲げる書類のほか、実務に関する証明書（第4号様式。以下同じ。）を提出しなければならない。</p> <p>第4条～第7条の2（略） （教育職員検定の出願） 第8条 免許法第6条に規定する教育職員検定（以下「検定」という。）を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、現に教員として勤務する者にあつては、宣誓書を省略し、身体に関する証明書を定期健康診断書の写しに所属長の原本証明を付したものに替えることができるものとする。</p> <p>（1）～（7）（略） 2（略） 3 免許法施行規則第32項及び第33項の規定により第1項の検定を受けようとする者は、同項第1号に掲げる書類のほか、修業年限を記載した看護師養成施設の卒業証明書を提出しなければならない。</p> <p>4（略） 第9条（略） 第9条の2 免許法附則第18項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p>	<p>第1条・第2条（略） 第2章 免許状出願手続 （免許状授与の出願） 第3条 免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2に規定する普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>（1）～（10）（略）</p> <p>2 免許法施行規則第6条第1項の表備考第9号若しくは第10号、第7条第1項の表備考第4号又は第10条の表備考第2号の規定により他の教職に関する科目の単位をもって教育実習の単位に替える場合は、前項に掲げる書類のほか、実務に関する証明書（第4号様式。以下同じ。）を提出しなければならない。</p> <p>第4条～第7条の2（略） （教育職員検定の出願） 第8条 免許法第6条に規定する教育職員検定（以下「検定」という。）を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、現に教員として勤務する者にあつては、宣誓書を省略し、身体に関する証明書を定期健康診断書の写しに所属長の原本証明を付したものに替えることができるものとする。</p> <p>（1）～（7）（略） 2（略） 3 免許法施行規則第32項及び第33項の規定により第1項の検定を受けようとする者は、同項第1号に掲げる書類のほか、修業年限を記載した看護師養成施設の卒業証明書を提出しなければならない。</p> <p>4（略） 第9条（略） 第9条の2 免許法附則第18項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p>

(1)～(10) (略)

第9条の3 免許法附則第18項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(10) (略)

第10条～第18条 (略)

第3章 単位の修得方法
(単位の修得方法)

第19条 (略)

(1) (略)

ア (略)

(7) (略)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数		
		領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は基礎的理論の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
5	45	4	20	6
6	40	4	18	5
7	35	3	16	5
8	30	3	14	4
9	25	2	12	4
10	20	2	10	3
11	15	1	8	3

(1)～(10) (略)

第9条の3 免許法附則第19項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(10) (略)

第10条～第18条 (略)

第3章 単位の修得方法
(単位の修得方法)

第19条 検定により普通免許状を受けようとする者の単位の修得方法は、次に定めるところによる。

(1) 免許法別表第3関係

ア 免許法施行規則第11条（イに該当する場合を除く。）、第13条及び第14条の規定による場合

(7) 幼稚園教諭の一種免許状の場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
5	45	4	20	6
6	40	4	18	5
7	35	3	16	5
8	30	3	14	4
9	25	2	12	4
10	20	2	10	3
11	15	1	8	3

12以上	10	1	7	2
(4) (略)				
在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数	
		領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は基礎的理論の教育に関する科目等	大学が独自に設定する科目
6	45	5	30	
7	40	4	27	
8	35	4	24	
9	30	3	21	
10	25	3	18	
11	20	2	15	
12	15	2	12	
13以上	10	1	9	

12以上	10	1	7	2
(4) 幼稚園教諭の二種免許状の場合				
在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数	
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
6	45	5	30	
7	40	4	27	
8	35	4	24	
9	30	3	21	
10	25	3	18	
11	20	2	15	
12	15	2	12	
13以上	10	1	9	

12以上	10	1	7	2
(4) 幼稚園教諭の二種免許状の場合				
在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数	
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
6	45	5	30	
7	40	4	27	
8	35	4	24	
9	30	3	21	
10	25	3	18	
11	20	2	15	
12	15	2	12	
13以上	10	1	9	

12以上	10	1	7	2
(4) 小学校教諭の一種免許状の場合				
在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数	
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
6	45	5	30	
7	40	4	27	
8	35	4	24	
9	30	3	21	
10	25	3	18	
11	20	2	15	
12	15	2	12	
13以上	10	1	9	

5	45	4	21	5
6	40	4	19	5
7	35	3	17	4
8	30	3	15	4
9	25	2	13	3
10	20	2	11	3
11	15	1	9	2
12以上	10	1	7	2

(イ) 小学校教諭の二種免許状の場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
6	45	4	29	2
7	40	4	26	2
8	35	3	23	2
9	30	3	20	2
10	25	2	17	1
11	20	2	14	1

5	45	4	21	5
6	40	4	19	5
7	35	3	17	4
8	30	3	15	4
9	25	2	13	3
10	20	2	11	3
11	15	1	9	2
12以上	10	1	7	2

(ロ) (略)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
6	45	4	29	2
7	40	4	26	2
8	35	3	23	2
9	30	3	20	2
10	25	2	17	1
11	20	2	14	1

12	15	1	11	1
13以上	10	1	8	1

(ア) (略)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的・理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
5	45	10	16	4
6	40	9	15	4
7	35	8	14	4
8	30	7	12	3
9	25	6	10	3
10	20	5	8	3
11	15	4	6	2
12以上	10	3	5	2

(イ) (略)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的	大学が独自に設定する科目

12	15	1	11	1
13以上	10	1	8	1

(ウ) 中学校教諭の一種免許状の場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
5	45	10	16	4
6	40	9	15	4
7	35	8	14	4
8	30	7	12	3
9	25	6	10	3
10	20	5	8	3
11	15	4	6	2
12以上	10	3	5	2

(エ) 中学校教諭の二種免許状の場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

	理解に関する科目 等	
6	45	21
7	40	19
8	35	17
9	30	15
10	25	13
11	20	11
12	15	9
13以上	10	6

(注) (略)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教育論の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
5	45	10	12	8
6	40	9	11	8
7	35	8	10	7
8	30	7	9	7
9	25	6	8	6

6	45	10	21	4
7	40	9	19	4
8	35	8	17	3
9	30	7	15	3
10	25	6	13	2
11	20	5	11	2
12	15	4	9	1
13以上	10	3	6	1

(注) 高等学校教諭の一種免許状の場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
5	45	10	12	8
6	40	9	11	8
7	35	8	10	7
8	30	7	9	7
9	25	6	8	6

10	20	5	7	5
11	15	4	6	4
12以上	10	3	4	3

イ (略)

4単位に不足する単位数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教育論の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
1	45	10	13	8
2	45	10	14	8
3	45	10	15	8
4	45	10	16	8

ウ (略)

(7) (略)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位		
		領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教育論の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
3	25	2	12	6

10	20	5	7	5
11	15	4	6	4
12以上	10	3	4	3

イ 免許法施行規則第11条の表備考第2号の規定により高等学校教諭の一種免許状を受けようとする場合

4単位に不足する単位数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
1	45	10	13	8
2	45	10	14	8
3	45	10	15	8
4	45	10	16	8

ウ 免許法施行規則第11条の表備考第3号及び第12条の規定による場合

(7) 幼稚園教諭の一種免許状の場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
3	25	2	12	6

4	20	2	10	5
5	15	1	8	4
6以上	10	1	7	2

(イ) (略)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教論の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
3	25	2	13	5
4	20	2	11	4
5	15	1	9	3
6以上	10	1	7	2

(ウ) (略)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教論の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
3	25	6	10	4
4	20	5	8	3

4	20	2	10	5
5	15	1	8	4
6以上	10	1	7	2

(イ) 小学校教諭の一種免許状の場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
3	25	2	13	5
4	20	2	11	4
5	15	1	9	3
6以上	10	1	7	2

(ウ) 中学校教諭の一種免許状の場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
3	25	6	10	4
4	20	5	8	3

5	15	4	6	3
6以上	10	3	5	2

(四) (略)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
3	25	5	7	8
4	20	4	6	6
5	15	4	5	4
6以上	10	3	4	3

工 (略)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
3	25	6	10	4
4	20	5	8	3
5	15	4	6	3

5	15	4	6	3
6以上	10	3	5	2

(四) 高等学校教諭の一種免許状の場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位		
		教科に関する科目	教諭に関する科目	教科又は教諭に関する科目
3	25	5	7	8
4	20	4	6	6
5	15	4	5	4
6以上	10	3	4	3

工 免許法施行規則第11条の表備考第4号及び第12条の規定により保健の教科の

中学校教諭の一種免許状を受けようとする場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位		
		教科に関する科目	教諭に関する科目	教科又は教諭に関する科目
3	25	6	10	4
4	20	5	8	3
5	15	4	6	3

6以上	10	3	5	2
-----	----	---	---	---

オ (略)

免許法附則第5項の表の番号	交付又は授与を受けている免許状の種類	在職年数	最低修得単位数	
			教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に法に関する科目又はは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
1	中学校教諭二種免許状	10	4	6
2		3	4	6
3		0	4	6
4	高等学校教諭一種免許状	5	6	4
5		1	4	6

カ 29年改正法附則第8項の規定により高等学校教諭の一種免許状を受けようとする場合（免許法施行規則第14項の規定による場合）

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位	
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
10	90	20	24
			大学が独自に設定する科目

6以上	10	3	5	2
-----	----	---	---	---

オ 免許法附則第5項の規定により中学校教諭の一種免許状及び高等学校教諭の専修免許状を受けようとする場合（免許法施行規則附則第4項の規定による場合）

免許法附則第5項の表の番号	交付又は授与を受けている免許状の種類	在職年数	最低修得単位数	
			教科に関する科目	教職に関する科目
1	中学校教諭二種免許状	10	4	6
2		3	4	6
3		0	4	6
4	高等学校教諭一種免許状	5	6	4
5		1	4	6

カ 29年改正法附則第8項の規定により高等学校教諭の一種免許状を受けようとする場合（免許法施行規則第13項の規定による場合）

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位	
		教科に関する科目	教職に関する科目
10	90	20	24
			教科又は教職に関する科目

11	85	19	22	15
12	80	18	20	14
13	75	17	18	14
14	70	16	16	13
15	65	15	14	12
16	60	14	12	11
17	55	13	10	10
18	50	12	8	9
19	45	11	7	8
20	40	10	6	7
21	35	9	6	6
22	30	9	5	5
23	25	8	5	4
24	20	8	4	4
25	15	5	4	3
26以上	10	3	4	3

キ 免許法施行規則第15項の規定による場合

免許法施行規則第11項及び第13項の規定の修得方法による。

ク 免許法施行規則第38項及び第39項の規定により保健の教科の高等学校教

諭の一種免許状を受けようとする場合

(7) (略)

11	85	19	22	15
12	80	18	20	14
13	75	17	18	14
14	70	16	16	13
15	65	15	14	12
16	60	14	12	11
17	55	13	10	10
18	50	12	8	9
19	45	11	7	8
20	40	10	6	7
21	35	9	6	6
22	30	9	5	5
23	25	8	5	4
24	20	8	4	4
25	15	5	4	3
26以上	10	3	4	3

キ 免許法施行規則第14項の規定による場合

免許法施行規則第6項及び第12項の規定の修得方法による。

ク 免許法施行規則第35項及び第36項の規定により保健の教科の高等学校教

諭の一種免許状を受けようとする場合

(7) 修業年限2年の看護師養成施設卒業者の場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教論の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
6	60	13	16	11
7	55	13	15	11
8	50	12	14	10
9	45	12	13	10
10	40	11	11	9
11	35	11	10	9
12	30	9	9	7
13	25	9	7	7
14	20	8	5	5
15	15	6	4	4
16以上	10	3	4	3

(4) (略)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教論の教育の基礎的理解に関する科目	大学が独自に設定する科目

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
6	60	13	16	11
7	55	13	15	11
8	50	12	14	10
9	45	12	13	10
10	40	11	11	9
11	35	11	10	9
12	30	9	9	7
13	25	9	7	7
14	20	8	5	5
15	15	6	4	4
16以上	10	3	4	3

(4) 修業年限3年の看護師養成施設卒業者の場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

		等			
4	45	10	12	8	
5	40	9	10	8	
6	35	8	8	7	
7	30	7	7	7	
8	25	6	6	6	
9	20	6	5	6	
10	15	4	4	4	
11以上	10	3	4	3	

(2) (略) ア 免許法施行規則第15条第1項の規定による場合

受けようとする 免許状の種類	教科に関する専門的 事項に関する科目 の単位 法	各教科の指導法に 関する科目の単位 の修得方法	大学が独自に設定する科 目の単位の修得方法
中学校教諭専修 免許状	免許法施行規則第4条第1項の表備考第1号から第4号までの例による。	受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。	免許法施行規則第2条の表備考第14号の例による。
中学校教諭一種 免許状			
中学校教諭二種 免許状			
高等学校教諭専修 免許状	免許法施行規則第5条第1項の表備考第1号の例による。		免許法施行規則第2条の表備考第14号の例による。

4	45	10	12	8	
5	40	9	10	8	
6	35	8	8	7	
7	30	7	7	7	
8	25	6	6	6	
9	20	6	5	6	
10	15	4	4	4	
11以上	10	3	4	3	

(2) 免許法別表第4関係
ア 免許法施行規則第15条第1項から第3項までの規定による場合

受けようとする 免許状の種類	教科に関する科目 の単位 の修得方法	教職に関する科目 の単位 の修得方法	教科又は教職に関する科 目の単位の修得方法
中学校教諭専修 免許状	免許法施行規則第4条の例による。	当該教科に関する単 位とする。	免許法施行規則第6条の 2第1項の例による。
中学校教諭一種 免許状			
中学校教諭二種 免許状			
高等学校教諭専修 免許状	免許法施行規則第5条の例による。		免許法施行規則第6条の 2第1項の例による。

高等学校教諭一種免許状			
-------------	--	--	--

イ 免許法施行規則第15条第2項の規定により高等学校教諭の一種免許状を受けようとする場合

受けている免許状の事項の種類	受けようとする免許状の教科の種類	最低修得単位数		
		教科に関する専門的科目	各教科の指導法に関する科目	合計
柔道又は剣道	保健体育	16	3	19
情報技術、建築、インテリア又はデザイン	工業	16	3	19
情報処理又は計算実務	商業	16	3	19

(3) (略)

ア (略)

(7) (略)

受けようとする免許状の種類	在職年数	最低修得単位数		
		教科に関する専門的科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	合計
中学校教諭一種免許状	3	10	5	15
	4以上	5	5	10
中学校教諭二種免許状	6	10	10	20

高等学校教諭一種免許状			
-------------	--	--	--

イ 免許法施行規則第15条第4項の規定により高等学校教諭の一種免許状を受けようとする場合

受けている免許状の事項の種類	受けようとする免許状の教科の種類	最低修得単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	合計
柔道又は剣道	保健体育	16	3	19
情報技術、建築、インテリア又はデザイン	工業	16	3	19
情報処理又は計算実務	商業	16	3	19

(3) 免許法別表第5関係

ア 免許法施行規則第16条第1項及び第2項の規定による場合

(7) 中学校教諭（職業実習を担任する教諭）の普通免許状の場合

受けようとする免許状の種類	在職年数	最低修得単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	合計
中学校教諭一種免許状	3	10	5	15
	4以上	5	5	10
中学校教諭二種免許状	6	10	10	20

	7	8	7	15
	8以上	5	5	10

(4) (略)

受けようとする免許状の種類	在職年数	最低修得単位数			合計
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		
看護実習	3以上	5	5	10	
家庭実習	3以上	5	5	10	
情報実習	3以上	5	5	10	
農業実習	3以上	5	5	10	
工業実習	3以上	5	5	10	
商業実習	3以上	5	5	10	
水産実習	3以上	5	5	10	
福祉実習	3以上	5	5	10	
商船実習	3以上	5	5	10	

イ (略)

在職年数	最低修得単位数		合計
	教科に関する専門的	各教科の指導法に関する	

	7	8	7	15
	8以上	5	5	10

(4) 高等学校教諭の一種免許状の場合

受けようとする免許状の種類	在職年数	最低修得単位数			合計
		教科に関する科目	教職に関する科目		
看護実習	3以上	5	5	10	
家庭実習	3以上	5	5	10	
情報実習	3以上	5	5	10	
農業実習	3以上	5	5	10	
工業実習	3以上	5	5	10	
商業実習	3以上	5	5	10	
水産実習	3以上	5	5	10	
福祉実習	3以上	5	5	10	
商船実習	3以上	5	5	10	

イ 免許法施行規則第16条第3項の規定により中学校教諭（職業実習を担任する教諭）の二種免許状を受けようとする場合

在職年数	最低修得単位数		合計
	教科に関する科目	教職に関する科目	

	項に関する科目	る科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
6以上	5	10

(4) (略)

ア (略)

(7) (略)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数	養護に関する科目		大学が独自に設定する科目
			養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	
3	20	8	6	2	2
4	15	6	4	2	2
5以上	10	4	2	2	2

(4) (略)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数	養護に関する科目		大学が独自に設定する科目
			養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	
6	30	14	8	2	2
7	25	12	6	2	2
8	20	10	4	2	2

6以上	5	5	10
-----	---	---	----

(4) 免許法別表第6関係

ア 免許法施行規則第17条第1項の規定による場合

(7) 養護教諭の一種免許状の場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数	養護に関する科目		養護又は教職に関する科目
			養護に関する科目	教職に関する科目	
3	20	8	6	2	2
4	15	6	4	2	2
5以上	10	4	2	2	2

(4) 養護教諭の二種免許状の場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数	養護に関する科目		養護又は教職に関する科目
			養護に関する科目	教職に関する科目	
6	30	14	8	2	2
7	25	12	6	2	2
8	20	10	4	2	2

9	15	8	2	2
10以上	10	6	2	2

イ (略)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位		
		養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
1以上	10	4	3	2

ウ (略)

受けようとする免許状の種類	在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位		
			養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
養護教諭一種免許状	1以上	10	4	3	2
養護教諭二種免許状	0	10	4	3	2

工 (略)

(5) (略)

(略)

9	15	8	2	2
10以上	10	6	2	2

イ 免許法施行規則第12条及び第17条第1項の表備考の規定により養護教諭の一種免許状を受けようとする場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位		
		養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目
1以上	10	4	3	2

ウ 免許法施行規則第17条第3項の規定による場合

受けようとする免許状の種類	在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位		
			養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目
養護教諭一種免許状	1以上	10	4	3	2
養護教諭二種免許状	0	10	4	3	2

工 (略)

(5) 免許法別表第6の2関係

栄養教諭の一種免許状を受けようとする場合 (免許法施行規則第17条の2の規定による場合)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含まれて修得することを要する単位数	管理栄養士学校指定規則(昭和41年文部省令第2号)別表第1に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目
3	40	32	2	6	6
4	35	27	2	6	6
5	30	22	2	6	6
6	25	17	2	6	6
7	20	12	2	6	6
8	15	7	2	6	6
9以上	10	2	2	6	6

(6) (略)

(7) (略)

(略)

ア (略)

有することと必要とする学校の免許状	在職年数	受けようとする免許状に関する勤務年数	最低修得単位数	
			保育内容の指導法に関する科目	合計
小学校教諭普通免許状	3以上	1以上	3	3

イ (略)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含まれて修得することを要する単位数	管理栄養士学校指定規則(昭和41年文部省令第2号)別表第1に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目
3	40	32	2	6	6
4	35	27	2	6	6
5	30	22	2	6	6
6	25	17	2	6	6
7	20	12	2	6	6
8	15	7	2	6	6
9以上	10	2	2	6	6

(6) (略)

(7) 免許法別表第8関係

免許法施行規則第18条の2、第18条の4及び第18条の5の規定による場合

ア 幼稚園教諭二種免許状を受けようとする場合

有することと必要とする学校の免許状	在職年数	受けようとする免許状に関する勤務年数	最低修得単位数	
			教職に関する科目(教育課程及び指導法に保る科目のうち保育内容の指導法)	合計
小学校教諭普通免許状	3以上	1以上	3	3

イ 小学校教諭二種免許状を受けようとする場合

有することと学校の免許状を必要とする学	在職年数	受けようとする勤務年数	最低修得単位数		合計
			各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
幼稚園教諭普通免許状	3以上	1	7	1	10
	2以上	2以上	5	道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに關する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法
				1	1
中学校教諭普通免許状	3以上	1	7	0	9
中学校教諭普通免許状	3以上	2以上	5	0	1
				0	1

備考 各教科の指導法の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、音楽、図画工作、家庭及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）のうち3以上の教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭の普通免許状を有する場合は生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合はその免許教科に相当する教科を除く。）についてそれぞれ1単位又は2単位を修得するものとする。ただし、有している中学校教諭の普通免許状の種類の種類が音楽以外の場合は、音楽の単位を修得し

有することと学校の免許状を必要とする学	在職年数	受けようとする勤務年数	最低修得単位数				合計
			各教科の指導法	道徳の指導法	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	
幼稚園教諭普通免許状	3以上	1	7	1	2	10	
	2以上	2以上	5	1	1	7	
						1	1
中学校教諭普通免許状	3以上	1	7	0	2	9	
中学校教諭普通免許状	3以上	2以上	5	0	1	6	
						1	1

備考 各教科の指導法の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、音楽、図画工作、家庭及び体育のうち3以上の教科の指導法（幼稚園教諭の普通免許状を有する場合は生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合はその免許教科に相当する教科を除く。）についてそれぞれ1単位又は2単位を修得するものとする。ただし、有している中学校教諭の普通免許状の種類の種類が音楽以外の場合は、音楽の単位を修得し

なければならぬ。

ウ (略)

有することと学校の免許状 を必要とする学	在職年数	受けよう と許す 年数	最低修得単位数				合計	
			教科に 関する 科目	各教科 の指導 法に関する 科目	道徳、総合的 な学習の時間 及び生徒指導、 教育相談等に 関する科目	道徳の 理論及び 指導法		生徒指導の 理論及び 方法、 教育相談 (カウンセリング に関する基礎 的知識を含む。)の理論 及び方法 及び進路指 導及び 進路指導 及び キャリア 教育の 理論 及び 方法
小学校教諭普 通免許状	3以上	1	7	2	0	2	0	11
		2	5	1	0	2	0	8
		3以上	5	1	0	1	0	7

なければならぬ。

ウ 中学校教諭二種免許状を受けようとする場合

有することと学校の免許状 を必要とする学	在職年数	受けよう と許す 年数	教科に 関する 科目	最低修得単位数			合計	
				教職に 関する 科目	教育課程及び 指導法に関する 科目	道徳の 指導法		各教科 の指導 法
小学校教諭普 通免許状	3以上	1	7	2	0	2	0	11
		2	5	1	0	2	0	8
		3以上	5	1	0	1	0	7

高等学校教諭 普通免許状	3以上	1	0	1	1	1	3	6
	2以上	2以上	0	1	1	1	2	5

工 高等学校教諭一種免許状を受けようとする場合

有することと 必要とする学 校の免許状	在職年数	受けよう とする免 許状に関 する勤務 年数	最低修得単位数				合計
			各教科の指 導法に関する 科目	教職に関する 科目	生徒指導、教 育相談及び進 路指導に関する 科目	教科又 は教職 に関する 科目	
中学校教諭普 通免許状（二 種免許状を除 く。）	3以上	1	1	1	2	6	9
	2以上	2以上	1	1	1	4	6

(8) 免許法附則第9項の規定により高等学校教諭一種免許状を受けようとする場合
(免許法施行規則附則第5項による場合)

基礎資格	在職年数	最低修得単位数		合計
		教科に関する科目	教職に関する科目	
イ	3以上	5	5	10

高等学校教諭 普通免許状	3以上	1	0	1	1	1	3	6
	2以上	2以上	0	1	1	1	2	5

工 (略)

有することと 必要とする学 校の免許状	在職年数	受けよう とする免 許状に関 する勤務 年数	最低修得単位数				合計
			各教科の指 導法に関する 科目	生徒指導の理 論及び方法、 教育相談（方 フンセラシ ンに関する基 礎的知識を 含む。）の理 論及び方法 及び進路指 導及びび 進路指導 キャリア教 育の理論 及び方法	大学が 独自に 設定す る科目		
中学校教諭普 通免許状（二 種免許状を除 く。）	3以上	1	1	2	6	9	
	2以上	2以上	1	1	4	6	

(8) (略)

基礎資格	在職年数	最低修得単位数		合計
		教科に関する専門的 事項に関する科目	各教科の指 導法に関する 科目又は教 諭の教育に 関する基礎 的理論に関 する科目等	
イ	3以上	5	5	10

口	3以上	5	5	10
ハ	6以上	5	5	10
ニ	3以上	5	5	10

備考

- 1 基礎資格イから二までは、免許法附則第9項の表に定める基礎資格イから二までと同様とする。
- 2 家庭実習及び看護実習の高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目及び最低修得単位数については、(3)ア(4)表の修得方法の例によるものとする。

(9) 免許法附則第18項の規定により栄養教諭免許状を受けようとする場合（免許法施行規則附則第6項による場合）

受けようとする免許状の種類	基礎資格	在職年数	最低修得単位数	
			栄養に係る科目	教職に関する科目
一種免許状 栄養教諭	栄養士法（昭和22年法律第245号）第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること。	3	2	8
二種免許状	栄養士法第2条第1項	3	2	6
				合計 10

口	3以上	5	5	10
ハ	6以上	5	5	10
ニ	3以上	5	5	10

備考

- 1 (略)
- 2 (略)

(9) 免許法附則第17項の規定により栄養教諭免許状を受けようとする場合（免許法施行規則附則第6項による場合）

受けようとする免許状の種類	基礎資格	在職年数	最低修得単位数	
			栄養に係る科目	養護教諭・栄養教諭の基礎的的理解に関する科目等
一種免許状 栄養教諭	栄養士法（昭和22年法律第245号）第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること。	3	2	8
二種免許状	栄養士法第2条第1項	3	2	6
				合計 10

状	の規定により栄養士の 免許を受けているこ と。							
(10) (略)								
受けようとする 免許状の種類	特別支援学校自立教科 教論	一種免許状	療科の 種類	在職 年数	特別支援教育に関する科目及び最低修得単 位数	特別支援教育の基礎理論に関する科目	3	合計
						特別支援教育領域に関する科目	7	
		二種免許状	療科の 種類	在職 年数	特別支援教育に関する科目及び最低修得単 位数	特別支援教育の基礎理論に関する科目	3	合計
						特別支援教育領域に関する科目	7	
		二種免許状	療科の 種類	在職 年数	特別支援教育に関する科目及び最低修得単 位数	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4	合計
						特別支援教育領域に関する科目	2	
		二種免許状	療科の 種類	在職 年数	特別支援教育に関する科目及び最低修得単 位数	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4	合計
						特別支援教育領域に関する科目	9	
		二種免許状	療科の 種類	在職 年数	特別支援教育に関する科目及び最低修得単 位数	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4	合計
						特別支援教育領域に関する科目	2	
二種免許状	療科の 種類	在職 年数	特別支援教育に関する科目及び最低修得単 位数	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4	合計		
				特別支援教育領域に関する科目	2			
二種免許状	療科の 種類	在職 年数	特別支援教育に関する科目及び最低修得単 位数	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4	合計		
				特別支援教育領域に関する科目	2			
二種免許状	療科の 種類	在職 年数	特別支援教育に関する科目及び最低修得単 位数	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4	合計		
				特別支援教育領域に関する科目	2			

状	の規定により栄養士の 免許を受けているこ と。							
(10)	免許法施行規則第64条第2項の規定により特別支援学校自立教科教論の免許状 を受けようとする場合							
受けようとする 免許状の種類	特別支援学校自立教科 教論	一種免許状	療科の 種類	在職 年数	特別支援教育に関する科目及び最低修得単 位数	特別支援教育の基礎理論に関する科目	3	合計
						特別支援教育領域に関する科目	7	
		二種免許状	療科の 種類	在職 年数	特別支援教育に関する科目及び最低修得単 位数	特別支援教育の基礎理論に関する科目	3	合計
						特別支援教育領域に関する科目	7	
		二種免許状	療科の 種類	在職 年数	特別支援教育に関する科目及び最低修得単 位数	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4	合計
						特別支援教育領域に関する科目	2	
		二種免許状	療科の 種類	在職 年数	特別支援教育に関する科目及び最低修得単 位数	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4	合計
						特別支援教育領域に関する科目	9	
		二種免許状	療科の 種類	在職 年数	特別支援教育に関する科目及び最低修得単 位数	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4	合計
						特別支援教育領域に関する科目	2	
二種免許状	療科の 種類	在職 年数	特別支援教育に関する科目及び最低修得単 位数	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4	合計		
				特別支援教育領域に関する科目	2			
二種免許状	療科の 種類	在職 年数	特別支援教育に関する科目及び最低修得単 位数	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4	合計		
				特別支援教育領域に関する科目	2			

第20条～第37条 (略)		第20条～第37条 (略)	
	ち心理等に関する科目		ち心理等に関する科目
	音楽に関する科目		音楽に関する科目
特殊 技 芸	特別支援教育の基礎理論に関する科目	5	特別支援教育の基礎理論に関する科目
	特別支援教育領域に関する科目のうち心理等に関する科目	2	特別支援教育領域に関する科目のうち心理等に関する科目
	その免許教科に係る教科に関する専門的事項に関する科目	4	その免許教科に係る教科に関する科目
		10	

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の改正説明資料

【背景】

- 1 平成27年12月 中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」
 - (1) 教員養成に関する課題
 - ① 必要単位数が法律に規定されており、新たな教育課題が生じても速やかに単位数が変更できない。
 - ② 学校現場の状況の変化や教育を巡る環境の変化に対応した教職課程になっていない
 - ③ 教員として必要な学修が行われていない。（教員の研究的関心に偏っている。）
 - (2) (1)に対応するため、「教職課程の科目区分の大括り化」「新たな教育課題に対応するための履修内容の充実」「教職課程コアカリキュラムの作成」を答申
↓
- 2 平成28年11月（1を受けて教育職員免許法一部改正）
「教科に関する科目（大学レベルの学問的・専門的内容）」、「教職に関する科目（児童生徒への指導法等）」等の科目区分を統合
↓
- 3 平成29年11月（2を受けて、教育職員免許法施行規則一部改正（施行日：平成31年4月1日）（教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第41号））
 - (1) 学校現場で必要とされる知識や技能を獲得できるような教職課程の内容充実
新たに「特別支援教育の充実」「総合的な学習の時間の指導法」「アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善」「チーム学校への対応」等を追加
 - (2) 省令上の科目区分についても大括り化し、大学判断で複数の事項の内容を組み合わせる授業も可能に。

【今回改正する県規則との関係】

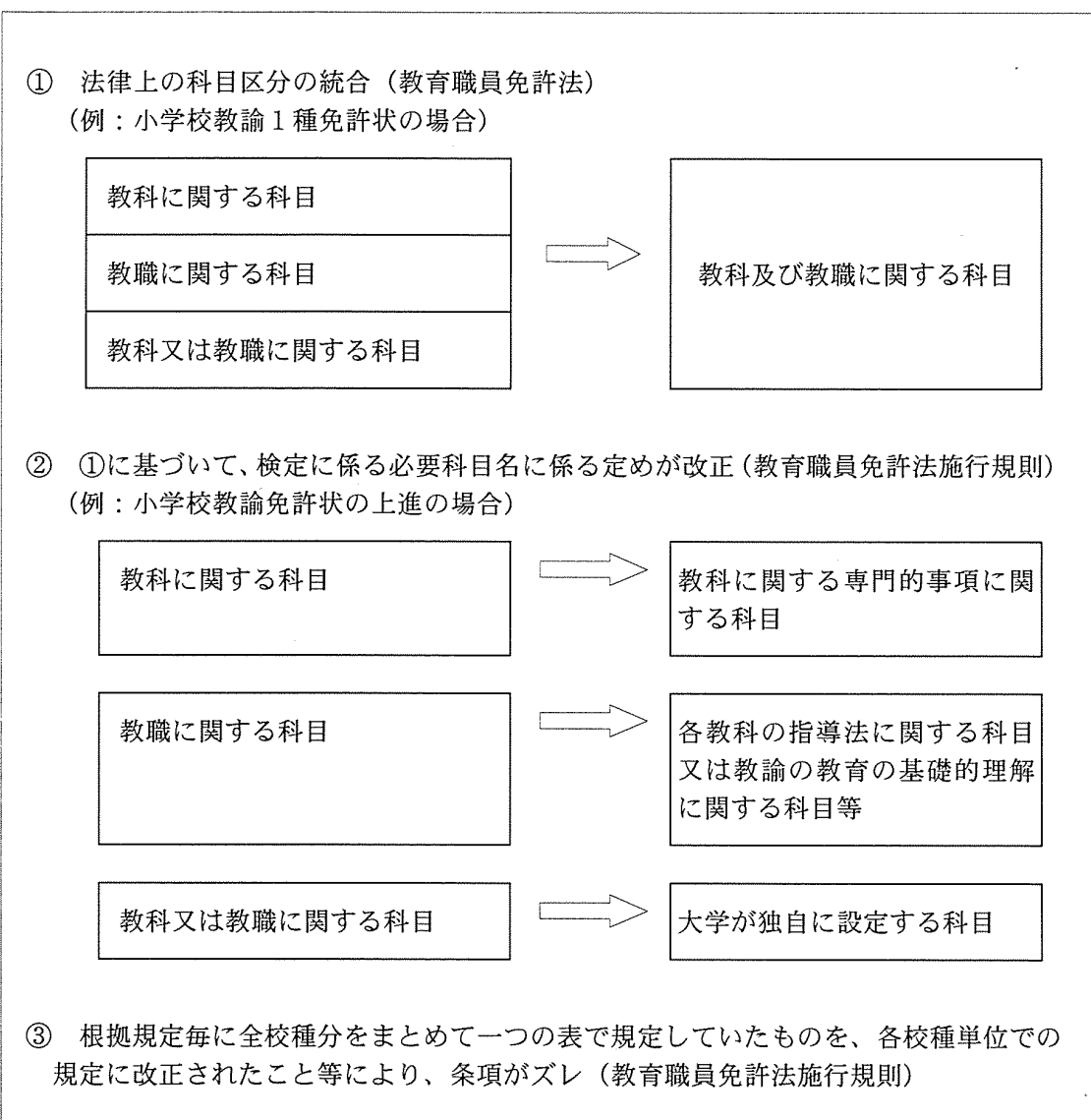
免許法施行規則等で一部改正された内容のうち、県規則に記載のある事項を改正する。

- ① 科目名
- ② 根拠規定として引用している条項

について記載があるため、あわせて改正する必要がある。

※ 単位数及び、修得すべき科目には変更ないので、改正は上記①②のみになる。

【参考】教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の改正概要（県規則に影響ある部分）
 ※単位修得が必要な箇所と単位数に変更無し



文部科学省の法令（教育職員免許法、教育職員免許法施行規則）の一部改正により新たに
 加えられた内容等、教職課程の内容については、沖縄県の県規則には元々内容の記載がない
 ので、改正する必要が無い。